民間活力導入による前橋テルサ活用事業
事業者選定審査要領

1　趣旨・目的

「民間活力導入による前橋テルサ活用事業」を実施するに当たり、事業提案型公募により民間事業者を選定するため、次のとおり、審査に関する諸事項を定めるものとする。

2　審査方法

応募登録による資格基準審査と企画提案書の審査(一次･二次審査)で行う。

(1) 資格基準審査【事務局（産業政策課）で審査】

応募登録のあった事業者(グループによる応募の場合は全ての構成員)が公募要項 P20　4 (2)「①応募登録者の資格」を満たしているか、P21 同②「エ応募登録書類」に定める必要書類の内容に基づいて団体情報を確認し、審査する。提出書類等に疑義が生じる場合は、関係機関へ照会を行う。

(2) 企画提案書の審査

①一次審査（書類審査）

事業者公募要項 P23　3 (3)②「エ応募書類」に定める応募者から提出された企画提案書について書類審査を行う。なお、例えば土地・建物の一部のみの活用を前提とした提案など、事業提案に関連する要求水準を満たしていないことが明らかな提案は、二次審査の対象外とする。

内容評価のうち総合計画との関連性及び公募要項の理解並びに価格評価を事務局が、確実性評価のうち資金計画、収支計画及び財務基盤を財務選出区分の委員が採点する。

なお、上記採点結果は二次審査にて、内容評価の２項目は参考点（変更可）として、それ以外は確定点（変更不可）として扱う。

②二次審査

応募者からのプレゼンテーション及び応募者に対するヒアリングを実施するものとする。各応募者の持ち時間はプレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分とする。

各審査委員は、別に定める提案評価表により、採点を行うものとする。

配点は内容評価 60 点、確実性評価 70 点、価格評価 20 点、合計 150 点とし、各審査員の評価点の平均（小数点第２位以下切捨て）を総合評価点とする。

なお、内容評価と確実性評価の合計が 65 点に満たない事業者は、優先交渉権者の候補者として選定できないものとする。

応募者がプレゼンテーションで説明する資料（内容）は、提出された企画提案書の範囲内とする。応募者から希望がある場合、企画提案書の範囲内であれば、補足資料としてパワーポイントや図等の使用を認めるものとする。

３　提案評価表

別紙のとおり

４　優先交渉権者の選定

審査委員会は、総合評価点を基に協議の上、審査結果案を作成する。市は、審査結果案を基に優先交渉権者となる事業者を選定する。

５　審査結果の公表

審査の結果は、優先交渉権者との協議の上、市ホームページで概要を公表する。